

福島県職員措置請求（住民監査請求）監査結果

第1 監査の請求

1 請求人 (略)

2 請求の要旨

県南建設事務所は、令和6年8月26日付け福島県指令都第545号代執行令書に基づき、行政代執行を実施し、県南建設事務所長は、その費用155,200,880円について納付命令及び督促を行ったが、令和8年3月28日現在、当該行政代執行費用徴収金は全額滞納されたままとなっている。

(1) 請求の対象となる職員

福島県に行政代執行費用を支出させた納入義務者に対し、違法に求償権行使を怠る管理者

(2) 請求の対象とする行為又は事実

ア 行為がなされた時期

令和7年

イ 行為又は事実の内容

行政代執行費用納付命令を受けた納入義務者に対し、財産調査権の行使や差押え等を行い、行政代執行費用債権の回収を怠っている。

(3) 対象とする行為又は事実の違法性又は不当性

行政代執行費用債権の回収を怠っていることから、求償権行使を違法又は不当に怠る行為で財産の管理を怠る事実該当する。

(4) 県に発生した又は発生の可能性のある損害

行政代執行費用債権が回収できず、同額が福島県の損害額となる可能性がある。

(5) 是正、改善等必要とする措置の内容

行政代執行費用を回収するため、財産調査権を行使し、財産の差押え等債権回収に必要な措置を速やかに講じるよう勧告することを求める。

(6) 怠る事実の監査請求期間の適用について

納付命令書は令和7年6月30日付け、納付期限は令和7年7月24日である。

よって、本監査請求は監査請求期間内における適法な請求である。法第242条第2項の規定は、実体法上の請求権が発生し、これを行行使することができることになった日を基準として適用される(最高裁第三小法廷平成9年1月28日判決：判例時報1592号46頁)。

(7) 事実証明書について

ア 行政代執行費用納付命令書(令和7年6月30日付け)

イ 督促状(令和7年8月13日付け)

ウ 令和7年度第4四半期分報告書

第2 請求の受理

法第242条第1項の要件を具備しているものと認め、令和8年5月18日付けで受理した。

第3 請求人の証拠提出及び陳述

令和8年6月29日、法第242条第7項の規定に基づき請求人の陳述を聴取した。
なお、陳述に際し、意見書の提出があった。

1 意見書の取扱い

意見書のうち、刑事責任追及及び盛土規制制度改正等に関する事項は、法第242条に基づく住民監査請求の対象には該当しないため、監査対象としない。

2 主な陳述内容

請求人の陳述は、主として意見書の内容に関する説明及び補足であり、その要旨は以下のとおりである。なお、監査対象外となる事項については除外した。

請求人は、本件行政代執行費用債権について、県南建設事務所が督促状送付等の手続を行っているものの、令和8年3月時点において1円も回収されていないと述べた。

また、おそらく財産調査をしても既に差押え可能な財産はないものと推認されると述べた上で、県南建設事務所は適切な対応をしていると思うが、監査委員には、財産調査

権がどの程度行使されているのかについて検証していただきたいと述べた。

さらに、監査委員から、財産調査や差押えなど、税の滞納処分の例に則った手続がとられていないことをもって違法不当に怠っているとしているのか、あるいは1円も徴収されていないことをもって違法不当としているのか補足願いたいとの質問に対し、請求人は、財産調査してもなければ債権がとれないので、前者の方であり、自分が公文書開示請求した範囲では、財産調査をしっかりされているのか、督促状送付後の対応がどうなっているのか全く分からないので、その辺が違法又は不当であると述べた。

最後に、監査委員から、今回、是正改善を必要とする措置の内容は、措置請求書に記載のあるとおりかとの質問に対し、請求人は、督促状を発出して半年後の令和8年3月に準備調査をしているので、本当の財産調査権はいつ行使しているのか、既に遅れていて怠っているのではないかと危惧していると述べた。

第4 監査の実施

1 監査対象事項

本件は、行政代執行費用債権（以下「債権」という。）について、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当するか否かを監査対象とした。

2 監査対象機関

福島県職員措置請求書及び請求人の陳述に基づき、本件債権を管理する県南建設事務所及び同事務所の行う債権管理に対する助言、指導を行う土木部都市総室（都市計画課）並びに部内事務の総合調整を行う土木総室（土木総務課）を監査対象機関とした。

3 監査の実施

令和8年6月23日に職員調査を実施し、その結果を踏まえ、同月29日に監査委員による監査を実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 行政代執行費用徴収金について

行政代執行費用徴収金は、行政代執行法第6条第1項に基づき、国税滞納処分の例により徴収することができる債権であり、地方公共団体にあっては、法第231条の3第3項に基づき地方税の滞納処分の例による徴収が認められる、いわゆる強制徴収

公債権である。

この徴収は、財産状況の調査を行った上で、差押え、換価等の滞納処分の手続により行われる。

このうち、財産調査は、滞納者の不動産、給与、その他の財産の有無及び内容を把握し、差押えその他の滞納処分の要否及び方法を判断するために実施されるものである。

また、差押えは、滞納者の財産について処分制限を課すものであり、その後、必要に応じて換価又は取立ての手続を経て徴収金に充当される。

(2) 財産調査の実施状況

県南建設事務所は、行政代執行費用徴収滞納処分実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、「住所調査」、「戸籍調査」、「年金調査」、「土地、家屋及び償却資産調査」を順次実施していた。

【調査実施状況】

令和7年11月13日 住所調査、戸籍調査

令和7年11月25日 年金調査

令和8年 3月19日 土地、家屋及び償却資産調査

その結果、土地、家屋及び償却資産については、所有が確認されなかったが、年金受給状況を把握した。

(3) 差押えの状況

本件請求書受理時点及び監査の実施時点において、本件債権に係る差押えは実施されていない。

2 監査対象機関の説明

監査対象機関は、以下のとおり説明している。

(1) 債権への対応状況

行政代執行に要した費用について、行政代執行法の規定に基づき滞納処分を実施するため、都市計画課において令和7年9月17日に実施要領を策定した。

実施要領に基づき、同年10月23日に、県南建設事務所から都市計画課に対し滞納処分の協議を行い、同月31日、都市計画課による滞納処分の承認を受けた後、同年11月以降、県南建設事務所において滞納処分に向けた対応を進めている。

また、滞納処分の事務を進める上で生じる問題への対応について助言指導を求める

ため、同年9月8日付けで都市計画課長から税務課長に対し依頼文を発出するとともに、県南建設事務所では、県南地方振興局県税部への相談を複数回行い、滞納処分の進め方や財産調査の手法等について助言を受けながら対応を進めている。

(2) 財産調査及び差押えの対象となり得る財産の把握状況

本件債権について、財産調査を進めるため、住所調査、戸籍調査、年金調査及び土地、家屋及び償却資産調査を実施した。

その結果、土地、家屋及び償却資産について差押えの対象となり得る財産は確認されなかったが、年金受給状況を確認し、差押えの対象となり得る財産を把握した。

(3) 差押え実施を留保していた理由

本件債権については、納入義務者から行政不服審査法に基づく審査請求（以下「審査請求」という。）が提出されていたことから、差押えの対象となり得る年金に関して滞納処分の進め方について法的な確認を行うとともに、県南地方振興局県税部から助言を受けながら滞納処分の手続や実施について、慎重な検討を行っていた。このため、差押えの実施を留保していた。

(4) 今後の方針

今後は工程表を作成し、県南建設事務所、都市計画課及び土木総務課の3者で協議を実施の上、納付状況を四半期ごとに共有するとともに、工程表の進捗状況及び課題について定期的に協議を行い、組織的な進行管理を行っていく。

また、未実施の財産調査（預貯金調査、自動車所有調査等）を速やかに実施し、差押えの対象となり得る財産の有無の把握を進める方針である。

3 判断

(1) 監査対象機関が、本件債権の徴収について、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実」があるか否か。

請求人は、「行政代執行費用債権の回収を怠っていることから、求償権行使を違法又は不当に怠る行為で財産の管理を怠る事実該当する」と主張し、「行政代執行費用を回収するため、財産調査権を行使し、財産の差押え等債権回収に必要な措置を速やかに講じるよう勧告すること」を求めている。

これに対し、事実関係の確認、監査対象機関からの説明聴取及び提出された資料等に基づき、次のとおり判断する。

行政代執行費用徴収金は、行政代執行法第6条第1項に基づき国税滞納処分の例により徴収することができる債権であり、地方公共団体にあっては、法第231条の3第3項に基づき地方税の滞納処分の例による徴収が認められる、いわゆる強制徴収公債権である。

一方、行政代執行法第6条第1項及び法第231条の3第3項は、滞納処分による徴収を認めるものであるが、差押えその他の滞納処分を行うべき具体的な時期、財産調査の順序又は方法についてまで一律に定めるものではない。

このため、徴収権者には、納入義務者の財産状況、調査結果その他個別事情を踏まえ、適切な時期及び方法により滞納処分を進めるための合理的な判断が求められるものと解される。

また、行政庁の裁量判断については、その判断が全く事実の基礎を欠き、又は社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかな場合に限り、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるものと解されている（最高裁判所大法廷昭和53年10月4日判決・民集32巻7号1223頁）。

したがって、本件における滞納処分の実施時期及び方法についても、法令の趣旨に従った徴収を前提として、財産調査の結果、納入義務者の財産状況その他の個別事情を踏まえた合理的な判断が求められるものと解される。

なお、本件について土木部が策定した「実施要領」においても、関係機関への調査等により納入義務者の財産を確認した上で、差押え等の滞納処分を進めることとされている。

本件について監査した結果、まず、財産調査について判断する。

監査対象機関は、実施要領に基づき、住所調査、戸籍調査、年金調査並びに土地、家屋及び償却資産調査を実施し、納入義務者の財産状況の把握を進めていたことが認められる。

したがって、財産調査については、住民監査請求時点において既に段階的に実施されており、監査対象機関がこれを怠っていたとは認められない。

次に、差押え等滞納処分について判断する。

監査対象機関は、納入義務者から審査請求が提出されていたことから、差押えの対象となり得る年金の滞納処分の進め方について慎重な検討を行うとともに、差押えの実施時期について留保していた。

これは、滞納処分を実施しないということではなく、差押えについて検討を継続していたものである。また、その間、県南地方振興局県税部への相談を行うなどしてお

り、差押えを断念した事実は認められない。

行政代執行費用徴収金に係る徴収権は、納付命令及び督促の手続を経た後も存続するものであり、差押えを一定期間実施しなかったことのみをもって、直ちに徴収を怠ったものと評価することはできない。

また、差押えの具体的な実施時期及び方法については、関係法令の定める範囲内で、財産状況その他の個別事情を踏まえて判断されるべきものであり、現時点において徴収権者である県の裁量権の行使として合理性を欠くものとは認められない。

したがって、差押え等滞納処分についても、監査対象機関がこれを怠っているとは認められない。

よって、監査対象機関が、本件債権について財産調査を怠り、又は財産の差押え等債権回収に必要な措置を違法又は不当に怠っているとは認められず、法第242条第1項に規定する「違法若しくは不当に公金の徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当するものとは認められない。

第6 結論

本件請求は理由がないものと認め、これを棄却する。

第7 付言

本件請求は棄却するものであるが、監査の過程で確認された事実を踏まえ、今後の適正な債権管理の確保の観点から、以下のとおり付言する。

本件債権に係る財産調査については、これまで段階的な調査が実施されているが、差押えの対象となり得る財産を的確に把握するため、必要な調査を可能な限り並行して実施するなど、より迅速な対応に努めることが望まれる。

また、監査対象機関は、今後、工程表を作成し、納付状況を四半期ごとに共有するとともに、進捗状況や課題について定期的に協議を行うなど、組織的な進行管理を行うとしている。

本件債権は高額であることから、その管理に当たっては、本庁及び出先機関が関係機関と十分に連携し、知見や助言を活用しながら課題の整理及び解決を図るとともに、進捗状況等を密に共有するなど、組織的な債権管理体制の一層の充実を図ることが望まれる。